附則第二十六条第二項中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条に次の一項を加える。

3　番号利用法整備法第八条第六項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「から番号利用法整備法第八条第三項の規定による告知を受ける日（その者が同項」とあるのは「の個人番号を番号利用法設備法第八条第六項の規定により確認した日（同日が同条第三項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附則第三十一条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新規則第十八条の十五の九第二項第一号」を「租税特別措置法施行規則第十八条の十五の五第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　番号利用法整備法第八条第六項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「が、当該金融商品取引業者等の営業所の長に番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知をする日（その者が同項」とあるのは「の個人番号を当該金融商品取引業者等の営業所の長が番号利用法整備法第八条第六項の規定により確認した日（同日が同条第五項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附則第三十三条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　番号利用法整備法第八条第六項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「から番号利用法整備法第八条第五項の規定による告知を受ける日（その者が同項」とあるのは「の個人番号を番号利用法整備法第八条第六項の規定により確認した日（同日が同条第五項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第四十条の四の改正規定　平成三十一年五月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第十三条の三の改正規定、同令第十四条第五項第五号の十二を同項第五号の十三とし、同項第五号の九から第五号の十一までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の八の号の八中「この号から」を削り、同号を同項第五号の九とし、同項第五号の七を同項第五号の八とし、同項第五号の三から第五号の六までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の二の次に一号を加える改正規定、同令第二十一条の十九の改正規定、同令第二十二条の二第四項第一号の改正規定及び同令第二十二条の六十二の改正規定　平成三十一年六月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二十四項を同条第二十六項とする改正規定、同条第二十三項を同条第二十五項とする改正規定、同条第二十二項を同条第二十四項とする改正規定、同条第二十一項を同条第二十三項とする改正規定、同条第二十項を同条第二十二項とする改正規定、同条第十九項を同条第二十一項とする改正規定、同条第十八項を同条第二十項とする改正規定、同条第十七項を同条第十九項とする改正規定、同条第十六項を同条第十八項とする改正規定、同条第十五項を同条第十七項とする改正規定、同条第十四項を同条第十六項とする改正規定、同条第十三項第四号の改正規定、同項を同条第十五項とする改正規定、同条第十二項第四号の改正規定、同項を同条第十四項とする改正規定、同条第十一項の次に二項を加える改正規定、同令第二十三条の五の四第十項第四号の改正規定、同条第十一項第四号の改正規定、同令第三十七条の四第五項の改正規定、同令別表第十一(一)の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、同令別表第十一(二)の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分（「第70条の2の2第1項」を「第70条の2の2第1項本文」に改める部分に限る。）を除く。）、同令別表第十一(三)の改正規定（同表の備考2(3)に係る部分を除く。）、同令別表第十一(四)の改正規定（同表の備考2(3)に係る部分を除く。）、同令別表第十一(五)の改正規定、同令別表第十一(六)の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、同令別表第十二(一)の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、同令別表第十二(二)の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、同令別表第十二(三)の改正規定（同表の備考2(3)に係る部分（「第70条の2の2第1項」を「第70条の2の2第1項本文」に改める部分に限る。）を除く。）、同令別表第十二(四)の改正規定（同表の備考2(3)に係る部分を除く。）、別表第十二(五)、別表第十二(六)及び別表第十四(一)の備考1の改正規定並びに附則第十八条第二項から第五項までの規定　平成三十一年七月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第四条の四第一項第五号の改正規定、同令第五条の二の改正規定、同令第五条の四の二の改正規定、同令第五条の四の三の改正規定、同令第五条の四の四の改正規定、同令第五条の四の五の改正規定、同令第十八条の十三の五第二項第十号の改正規定、同令第二十三条の五の六の改正規定、同令第二十三条の五の七の改正規定（「第十一条第一項」を「第十一条第一項」に改める部分及び「同令第二十九条第四項第三号中」を「同号中」に改める部分に限る。）及び同令第二十三条の六第十一項を削る改正規定並びに附則第十九条（復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定に限る。）の規定　平成三十二年一月一日

五　次に掲げる規定　平成三十二年四月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第二十二条の十の改正規定、同令第二十二条の十の二の改正規定、同令第二十二条の十の三の改正規定、同令第二十二条の十の五第一項第三号の改正規定、同令第二十二条の十の六の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の十九の四の改正規定、同令第二十二条の七十四の改正規定、同令第二十二条の七十五の改正規定、同令第二十二条の七十五の三の改正規定及び同令第二十二条の八十三の改正規定

ロ　第三条中租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）附則第二十四条第三項の改正規定、同令附則第二十六条に一項を加える改正規定、同令附則第三十一条に一項を加える改正規定及び同令附則第三十三条に一項を加える改正規定

六　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十九の三の改正規定、同令第十八条の十九の四第二号の改正規定及び同令第十九条の十一の五の改正規定　平成三十三年一月一日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十五の十第十九項の表第十八条の十五の八第一項の項の改正規定（「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）　平成三十四年四月一日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の十一第二項の改正規定、同令第五条の十二第一項の改正規定、同令第十一条の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十条の九第二項の改正規定、同令第二十条の十第一項の改正規定、同令第二十二条の三十一第二項の改正規定、同令第二十二条の三十二第一項の改正規定及び同令別表第六(一)の改正規定並びに附則第四条の規定　中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行規則第十五条第一項各号の改正規定、同令第十七条第一項に一号を加える改正規定、同令第二十二条の三第二項の改正規定、同令第二十二条の四第一項に一号を加える改正規定及び同令第二十二条の六十五第二項の改正規定　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項第三十号の改正規定、同令第十八条第四項第四号の改正規定、同令第二十二条の五第一項第三十号の改正規定、同令第二十二条の六第四項第四号の改正規定、同令第二十三条の七の二の改正規定、同令第二十三条の八の改正規定、同令第二十三条の八の二第二項第一号の改正規定及び同令第二十三条の八の四第九項の改正規定　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書等の記載事項に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の五第三項から第六項まで（これらの規定を新規則第三条の十二第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する租税特別措置法施行令等